

指定管理者制度について

由布市行財政改革室

指定管理者制度の導入について

I はじめに

- この、「指定管理者制度の導入について」は、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理者に指定管理者制度が導入されたことから、その効果的な運用に向けて、由布市としての基本的な考え方を定めたものです。

II 指定管理者制度とは

〈制度の目的〉

- 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的としています。

〈制度の概要〉

- 指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理者（施設の使用許可を含む。）を行わせるものです。

指定管理者が行えない業務
使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可等法令等により地方公共団体の長のみが行うことができるとされている権限については、指定管理者に行わせることはできません。

- ただし、個別の法律（学校教育法等）で管理主体が限定される施設については、制度の対象外となっています。
- 公の施設の管理における利用料金制度及び承認料金制度については、指定管理者制度においても引き続き採用することが可能です。

- 指定管理者制度の実施に当たっては、指定の手続、管理の基準、業務の範囲に関する条例の規定及び指定に関する議会の議決が必要となります。

管理の基準

公の施設の休館日、開館時間等の基本的条件のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いなど、適正な管理の観点から必要不可欠な業務運営の基本的事項をいいます。

業務の範囲

公の施設の使用許可の扱いや維持管理の範囲など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたものをいいます。

- 改正法の施行の際、現に公共団体等に管理を委託している公の施設については、改正法の施行後3年以内(平成 18 年 8 月まで)に指定管理者制度に移行しなければなりません。

Ⅲ 制度の導入に当たっての基本的な考え方

1 対象となる施設の管理運営方法等を見直します。

〈見直しの視点〉

- 利用者の視点に立ったサービス内容の見直しなどにより、施設の効用を最大限に発揮すること。
- 民間ノウハウの活用により、管理費などの算定方法の見直しを行いより効率的な管理運営を実現すること。
- 市との役割分担の明確化などにより、現在の管理受託団体の自立化を促進すること。

2 制度の趣旨を踏まえた統一的な仕組みを定めます。

〈主な仕組み〉

- 能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため

⇒ 指定管理者の募集は原則、公募とします。

ただし、公の施設の性質等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できる場合、もしくは地域密着型施設で、地域住民等により構成される団体を指定する場合を除きます。

- 最適な指定管理者を選定するため

⇒ 外部意見を反映し、総合的な評価に基づいて指定管理者を選定します。

外部意見の反映

専門的な知識を有する外部の有識者などを交えた指定管理者選定委員会の設置などにより、選定基準の設定、また、指定管理者の選定などにおいて、外部意見を的確に反映します。

総合的な評価

公の施設において、良質なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するため、指定管理者の選定に当たっては、管理運営コストだけでなく、サービス提供のノウハウや物件・人的能力の状況などの事業計画書等を基に総合的に検討・判断して、選定します。

- サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実現するため

⇒ 中期(4年程度)を基本とする指定期間を設定します。

指定期間の考え方

指定期間については、従前の委託契約のように単年度ではなく、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除、計画的な管理運営などを総合的に判断し、中期（4年程度）とすることを基本とします。

3 手続き条例及び施設の設置条例を整備します。

- 指定管理者の指定に係る統一的な取り扱いなどを規定した手続き条例を制定しました。
- 指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて施設ごとの設置条例を改正します。

IV 指定手続きの流れ

1 公 募

- 指定管理者の候補者の公募は、募集期間を定め、予め施設に関する情報（施設概要、委託費、指定期間等）、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の選定基準等を提示して実施します。
- 公募の実施は、市のホームページや広報等への掲載及び庁舎掲示板において告知します。

2 申 請

- 申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件を満たす者としてします。
- 申請者には、①施設の管理運営についての事業計画書、②事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することを証する書類等を市に提出していただきます。

3 選 定

- 指定管理者の選定は、公募のあった者の中から、指定管理者選定委員会において条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定します。

〈選定基準〉

- 住民の平等利用が確保されること
- 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること 等

4 議会の議決

- 指定管理者の指定に当たっては、①指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、②指定管理者に指定する団体の名称及び住所、③指定の期間について議会の議決を経ます。

5 協定の締結

- 市は、指定管理者と「委託費及び利用料金の取扱い」、「個人情報の取扱い」、「第三者への業務委託の範囲」、「期間終了後の物品等の帰属の扱い」等管理業務の実施に当たり必要な事項について協定を締結します。

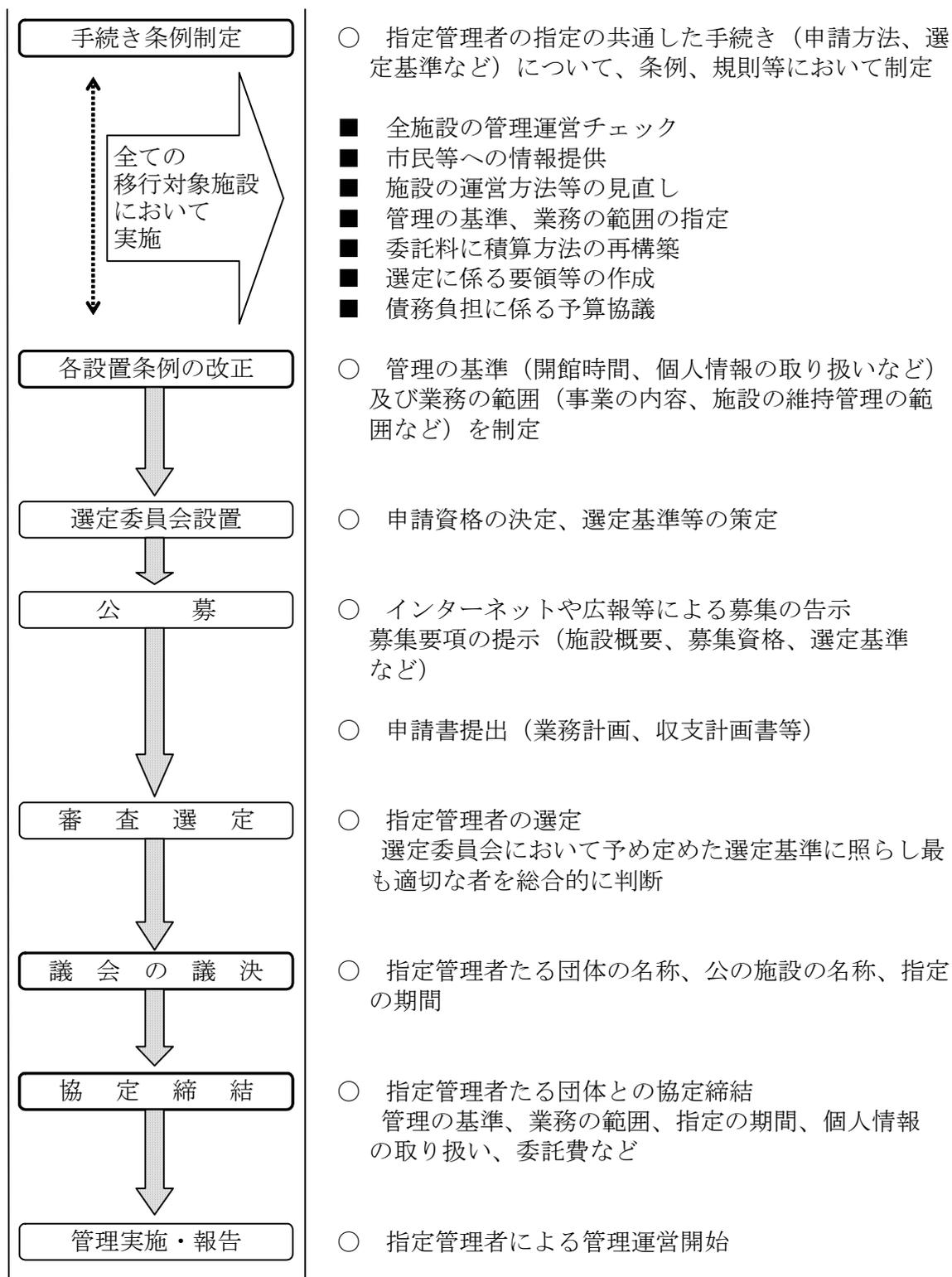
V 事業報告・調査等

- 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出することとなります。
- 市は、指定管理者に対して報告の聴取、実地調査及び指示を行います。
- 市は、指定管理者が市の指示に従わないとき、或いは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることができます。

VI その他

- 市は、公の施設の効果的・効率的な管理運営を通じて施設の効用が最大限に発揮されるよう指定管理者制度の運営について、適宜見直しを行うこととしています。

指定管理者制度の導入予定スケジュール



指定管理者制度の関連用語解説

公の施設（地方自治法第244条）

「指定管理者制度の導入について」（1ページ～）

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいいます（地方自治法244条第1項）。

地方公共団体が、行政運営のために設ける施設は様々ですが、このうち公の施設の主なものを例示すると、次の通りです。

公園、運動場、道路、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、公会堂、病院、公営住宅、公益質屋、保護施設、保育所、墓地、給水事業、下水道事業、自動車運送事業（バス・地下鉄など）

一方、地方公共団体が設置する施設のうち、例えば、庁舎や研究所など、住民の利用に供することを目的としていない施設や、財政上の必要のために設置する競輪場、社会公共の秩序維持のために設けられる留置場などは、公の施設に当たらないと解されています。

なお、公の施設の設置は、法律上はこれに基づく特別の定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならないこととされています。

利用料金制度・承認料金制度（地方自治法第244条の2 第8項、第9項）

「指定管理者制度の導入について」（1ページ～）

〈利用料金制度〉

公の施設の利用については、本来使用料の徴収が認められており、使用料は地方公共団体の収入となりますが、地方公共団体が適当と認めた場合には、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用の対価）を当該指定管理者の収入として收受させることができます。この制度を利用料金制度といいます（地方自治法244条の2 第8項）。

利用料金制度は、施設の目的や種類などに応じて利用料金制度を適切に導入することによって、指定管理者による自主的な経営努力の発揮や、使用料徴収など会計事務の効率化が期待できます。

〈承認料金制度〉

また、利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされています。この制度を承認料金制度といいます（地方自治法244条の2 第9項）。

指定管理者が利用料金を定める場合、条例に定める利用料金の範囲や算定方法などの基本的枠組みにしたがい、予め当該地方公共団体の承認を得ることが必要です。

承認料金制度は、施設経営の基本的な要素である料金設定について有る程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設をしての住民の利用に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を定めた制度です。

利用料金制度及び承認料金制度は、従前の管理委託制度においても同様に採用することができた制度ですが（改正前の地方自治法第244条の2 第4項及び第5項）、指定管理者制度のもとで採用することによって、これまで管理受託主体になれなかった民間事業者たる指定管理者が、利用料金の收受や設定を行うことが可能となります。

公共団体・公共的団体・出資法人等（改正前の地方自治法第244条の2 第3項）

※改正前の地方自治法に基づく管理委託制度における公の施設の管理受託主体の範囲

「公共団体」とは、地方公共団体（都道府県、市町村）、土地改良区、水害予防組合のように、普通地方公共団体以外の公法人で一定区域の一定の資格要件を有する者によって構成されるものをいいます。

「公共的団体」とは、農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、地縁による団体（市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。自治会、町内会など）のように公共的な活動を営む法人又は法人以外の団体をいいます。

「出資法人等」とは、地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものをいいます。政令で定めるものとは、次のような法人をいいます。

- ①地方公共団体が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人
- ②業務の内容、地方公共団体からの出資や派遣の状況などからみて、当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定める法人（地方公共団体が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人で公の施設の管理を主たる業務としているものなどのうち、当該法人の取締役などの役職者の2分の1以上を地方公共団体から派遣している法人など）

※公の施設の管理受託者に関する上記の政令及び省令の規定は、改正法の施行に伴い削除されました。

なお、指定管理者制度では、管理委託制度のように管理受託団体についての法律上の制限はありませんので、株式会社、公益法人、NPO法人あるいは任意団体でも、指定管理者になることは可能です。

ただし、公の施設の設置目的等に応じた管理を行うために指定管理者に必要な資格要件を定める場合があります。